

福祉用具購入について

令和8年2月 いちき串木野市 介護保険係

項目	質問	回答	
腰掛便座	家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。	家具調のもの等、金額に関わらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えない。	H12.4.28 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
部品購入	介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は、福祉用具購入費の対象となるか。	福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となる。	H12.4.28 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
再支給 複数個購入	特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は、複数個支給できるのか。	①当該既に購入した特定(介護予防)福祉用具が破損した場合 ②当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合 ③その他特別の事情がある場合 ※利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給 ※ロフストランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合	R6.3.15 介護保険最新情報vol.1225 介護報酬等に係るQ&A vol.1